

株式会社ナガホリ 株主の皆様へ



NAGAHORI

**第65期定時株主総会  
招集ご通知 補足説明資料**

株式会社ナガホリ  
2026年6月10日

- 本定時株主総会において、会社提案として下記の議案を株主の皆様にお諮りいたします

議案番号	議案番号
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針(買収への対応方針)の継続・更新の件

## 第1号議案(剰余金の処分の件)に関するご説明



### ▶ 参考事項

#### 第1号議案

#### 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対し安定した配当を継続して行うことを配当の基本方針としつつ、配当性向40%を目安としております。当期は、親会社株主に帰属する当期純利益の実績に基づき、期末配当として1株当たり20円の普通配当とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。  
なお、配当総額は306,700,860円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和8年6月26日

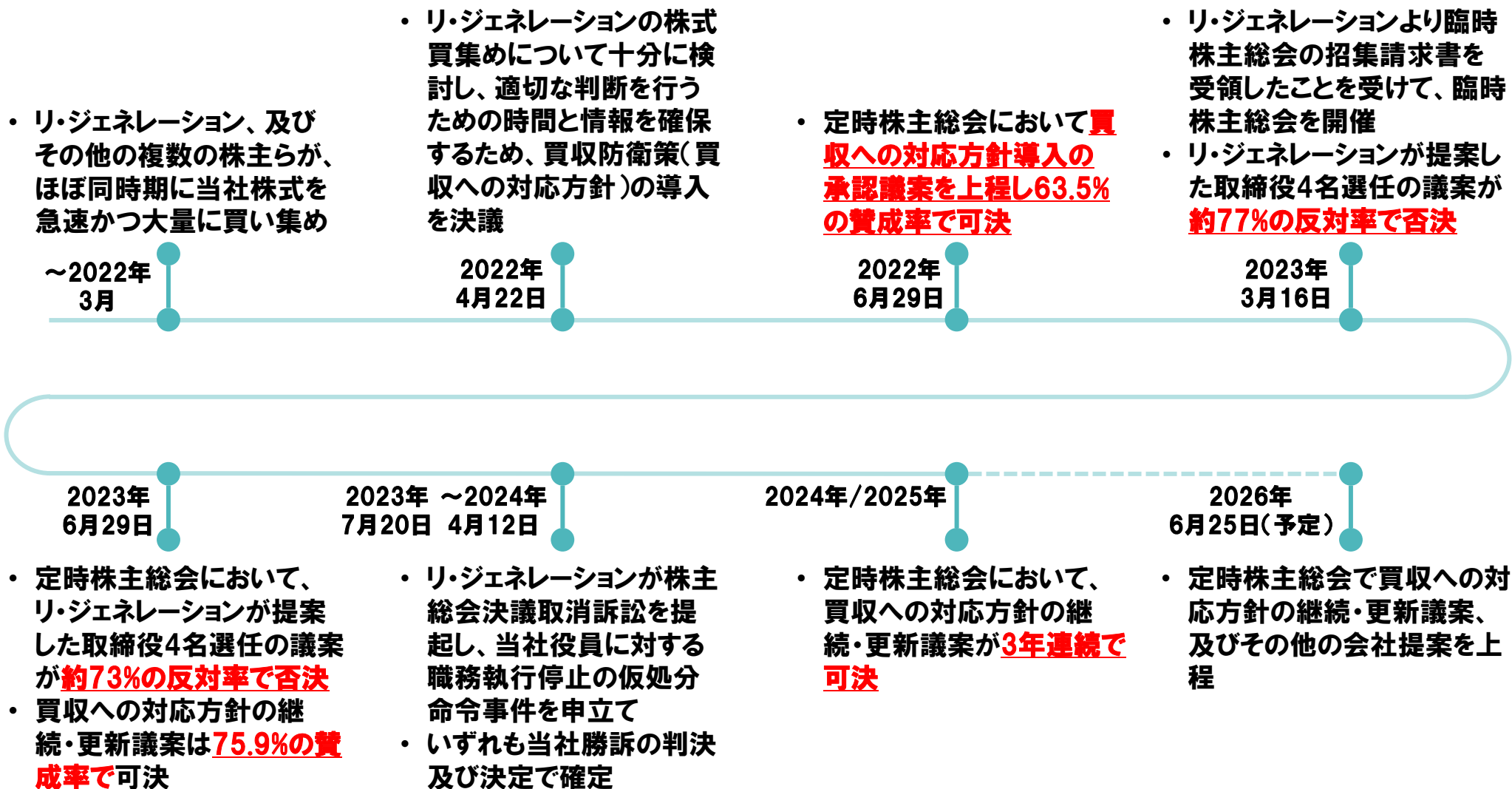
## 第2号議案(買収への対応方針の継続・更新)に関するご説明



### ▶ リ・ジェネレーションとのこれまでの経緯

#### 第2号議案

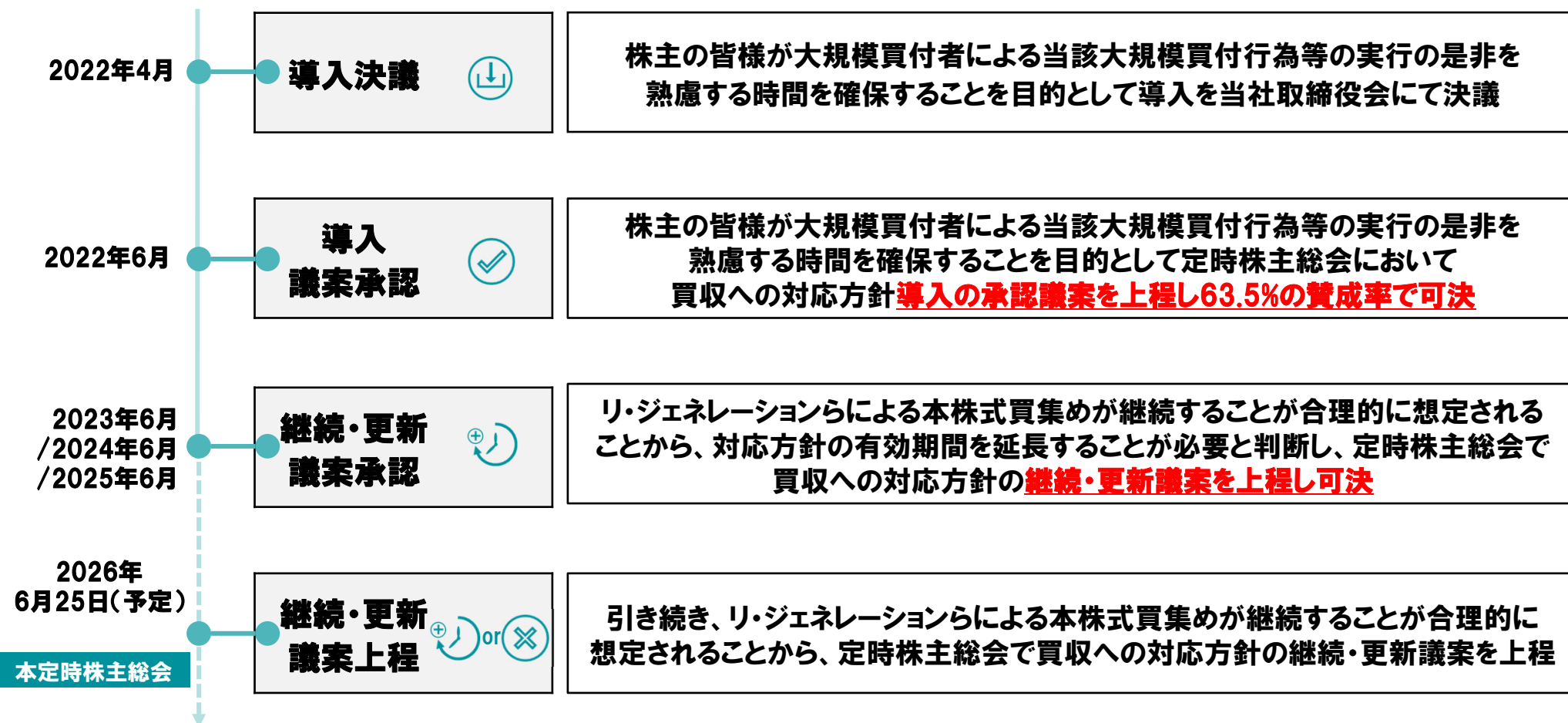
#### 買収への対応方針の継続・更新



## 第2号議案(買収への対応方針の継続・更新)に関するご説明



### ▶ 買収への対応方針に関するこれまでの経緯



### ▶ 買収への対応方針導入時の状況

#### 買収への対応方針導入時の当社株式を取り巻く状況

- ・ リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが、極めて不十分な情報開示の下で行われていたなか、**リ・ジェネレーション及びリ・ジェネレーションと共同して買付けを行っている可能性が疑われる株主**が保有している当社株式を単純合算すると所有割合で**32.14%**に上る状況にあった
- ・ その水準は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上に大きな影響を与えるものと判断
- ・ しかし、株主の皆様及び当社取締役会が、今後も進行する可能性のある本株式買集めについて十分に検討し、適切な判断を行うための時間と情報が、決定的に不足

#### 導入の目的

- ・ 大規模買付行為等(当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案)を受け入れるか否かは**最終的には株主の皆様のご判断**によってなされるべきと考えられる
- ・ 株主の皆様が事前に十分な情報に基づいて判断されることを可能にすべく、大規模買付者(大規模買付行為等を行う者)に対して、情報提供を求め、かかる情報に基づいて、株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮する時間を確保することが目的

#### 買収への対応方針承認議案の上程・株主総会による承認

- ・ 当社取締役会としては、大規模買付行為等は、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてなされる必要があるとの結論に至り、**買収への対応方針を導入しその後の定時株主総会において承認議案が可決**
- ・ (その後、2025年6月開催の当社定時株主総会において有効期間を本定時株主総会の終結時までとすることに関する継続・更新議案が可決)

### ▶ 有効期間の延長に関する検討

#### 現在の当社株式を取り巻く状況(2026年3月31日時点の当社の株主構成等を検証)

- ・ リ・ジェネレーションは、依然として単独で1,772,700株(所有割合11.56%)に上る当社株式を保有している
- ・ リ・ジェネレーションとの間で共同ないし協調して行動している可能性がある潜在的協調行動者と合計すれば、株券等保有割合の合計が依然として優に20%以上となり得る状況が継続しており、また、リ・ジェネレーションが本年5月にも株主名簿の閲覧謄写を求めてきている
- ・ リ・ジェネレーションが、従前より当社経営支配権を取得することを企図していると合理的に判断されていたところ、依然として、かかる意図を放棄していないものと合理的に判断される
- ・ リ・ジェネレーションの当社株式の取得経緯ないし資金提供者についても、強い疑問を抱かざるを得ない状況である

#### 独立委員会への諮問・答申

- ・ 独立委員会に対して、現行対応方針の有効期間の満了時において、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続することが合理的に想定されるため、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間を延長すると判断することの是非について諮問
- ・ これに対して、独立委員会は、当社に対して、2026年5月28日、当社前期定時株主総会の終結後の当社を取り巻く状況を踏まえれば、**現行対応方針の有効期間の満了時において、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続することが合理的に想定され**、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間を延長すると判断することは妥当である旨勧告

#### 当社取締役会の決議及び本定時株主総会への議案上程

- ・ 2026年5月28日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、現行対応方針の有効期間が満了する本定時株主総会の終結後も、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、その有効期間を延長することを決議
- ・ 本定時株主総会において本議案を上程

## 第2号議案(買収への対応方針の継続・更新)に関するご説明



### ▶ 対抗措置の発動に至るまでの手続

#### 大規模買付行為等趣旨 説明書の提出

- ・ 大規模買付者は、大規模買付行為等を開始する60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に書面にて提出
- ・ 当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表

#### 情報提供

- ・ 大規模買付者に対して、株主の皆様が大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる**情報の提供を求める**
- ・ 当社取締役会は、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断されるために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、追加的に情報を提供するよう求めることが可能

#### 取締役会評価期間

- ・ 当社取締役会は、大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から60営業日以内の期間を当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間として設定
- ・ 大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後(但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結後)にのみ開始されるべきものとする

#### 株主意思確認総会 の開催

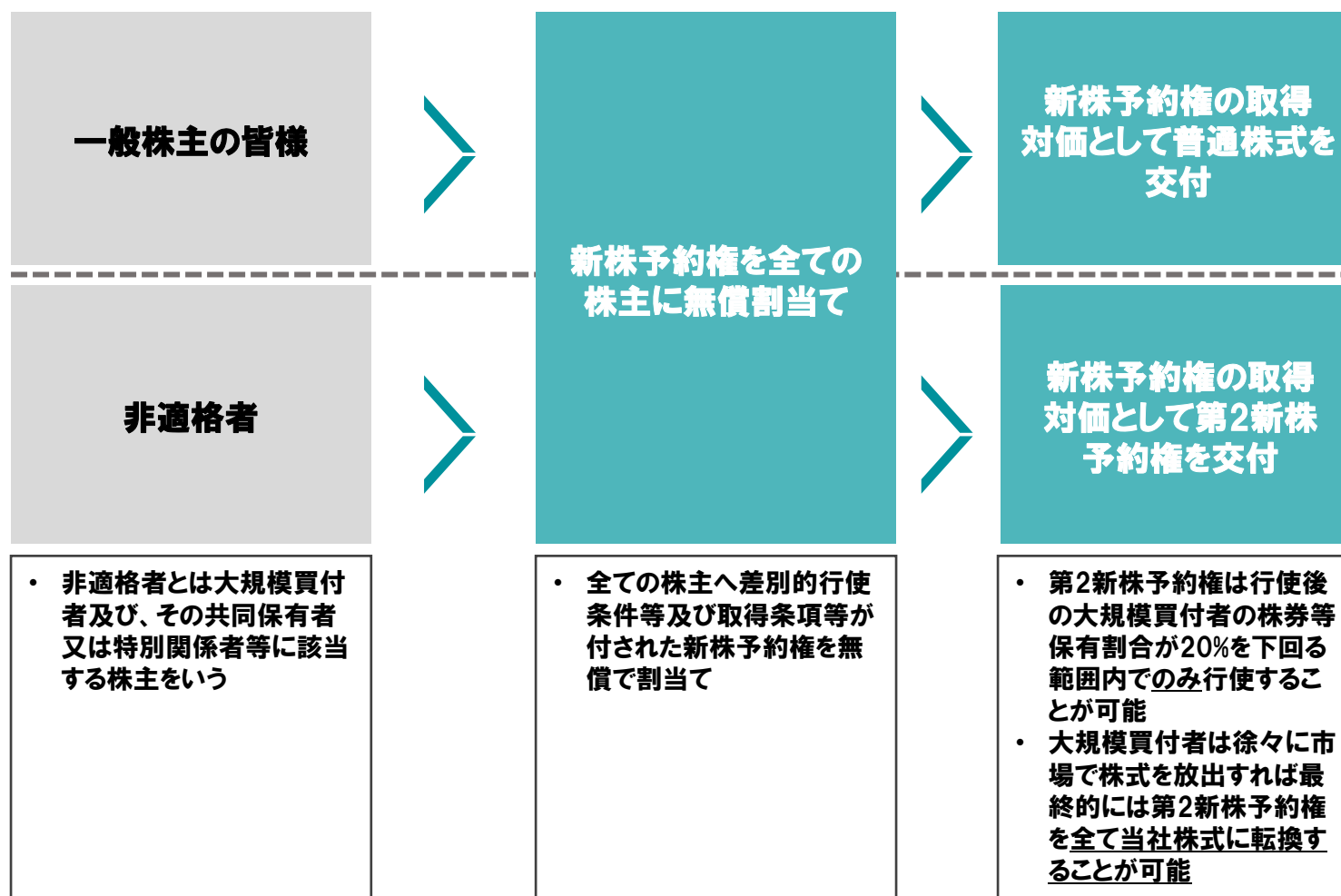
- ・ **対抗措置を発動すべきであると考えられる場合**には、株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに**株主意思確認総会を開催**

#### 対抗措置

- ・ **株主意思確認総会において対抗措置を購じることについての承認議案が可決された場合**には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、対抗措置を発動。これに対し、議案が可決されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しない
- ・ 但し、大規模買付者が手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、対抗措置の発動が可能(当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重)

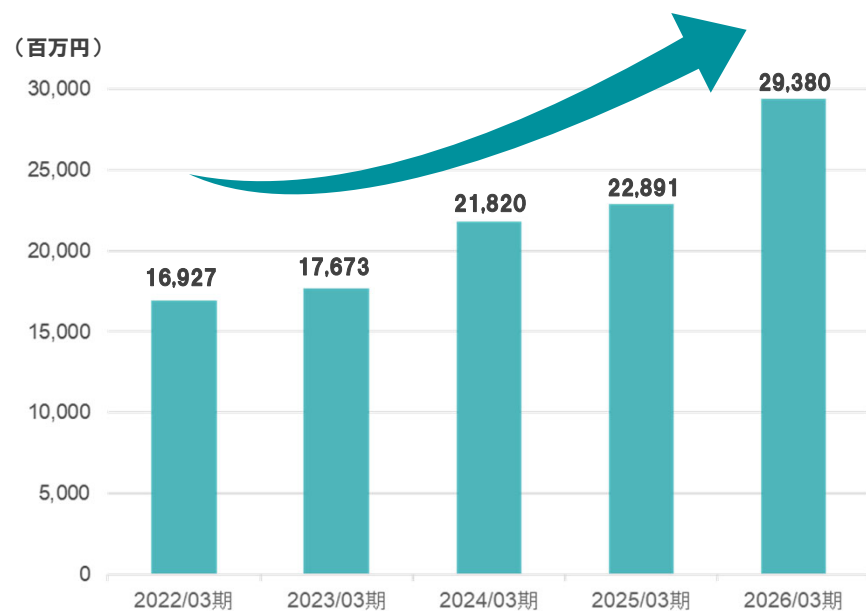
## ▶ 対抗措置の概要

- 対抗措置を発動した場合は、全ての株主へ新株予約権の無償割当てがなされます。その後、新株予約権取得の対価として、一般の株主には自動的に普通株式が交付され、非適格者の株主には一定の制約が付された第2新株予約権が交付されます

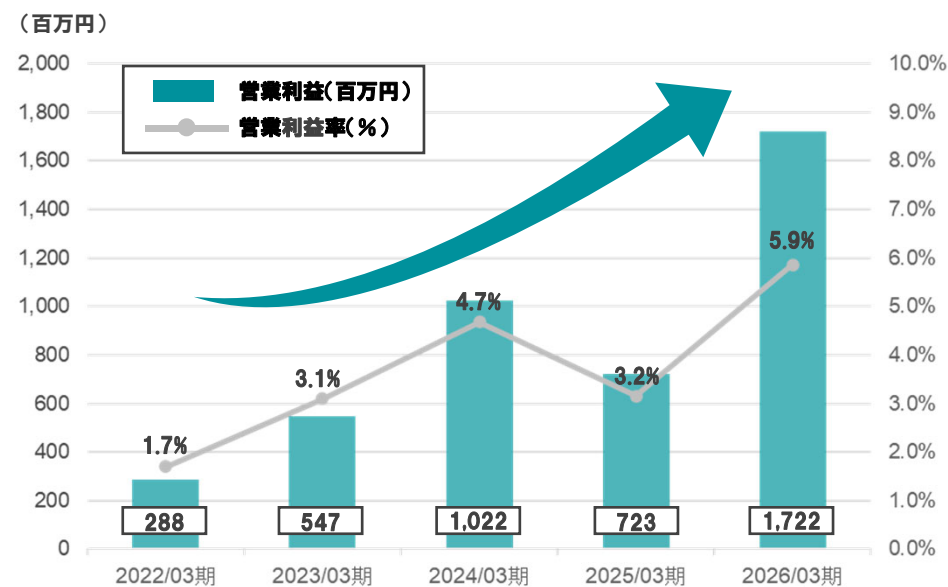


# (ご参考)当社業績の推移

## 売上高



## 営業利益及び営業利益率







# NAGAHORI

**本説明資料に関するお問い合わせ窓口**

東京都台東区上野1丁目15番3号  
株式会社 ナガホリ  
TEL:03-3832-8266